

令和 5 年度

第 1 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和5年度 第1回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分～午後2時45分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 16名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

岩橋 栄子、大塚 まゆみ、鈴木 知子、関 洋一、西田 修三、仲田 守宏

(欠席 新井 美代子)

イ 医師・歯科医師・薬剤師代表委員

上原 正美、安藤 浩徳、足立 朋子、天野 加奈子

(欠席 佐藤 博、辻 大志、工藤 學)

ウ 公益代表委員

◎小泉 純二、○西野 こういち、浜田 ゆきひろ、有馬 豊、本橋 秀次、今井 伸

(欠席 渡辺 てる子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

(欠席 池島 拓、上田 耕一)

(2) 事務局

区民部長、収納課長、国保年金課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

(2) 委員紹介

(3) 保険者代表挨拶

- (4) 会長・会長代理選出
- (5) 会議録署名委員選出
- (6) 議事
 - (1) 諮問事項
 - 産前産後保険料の免除について
 - (2) 報告事項
 - ア 令和4年度国民健康保険料の収納状況について
 - イ 重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充について
 - ウ 次期練馬区国民健康保険データヘルス計画の策定について
 - エ 東京都国民健康保険運営方針の改定について
- (7) その他

7 配付資料

【資料1】	産前産後保険料の免除について
【資料1-2】	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の交付について（通知）
【資料2】	国民健康保険料の収納状況について
【資料3】	国民健康保険の重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充について
【資料4】	次期練馬区国民健康保険データヘルス計画の策定について
【資料5】	東京都国民健康保険運営方針の改定について

8 会議の概要と発言要旨

【区民部長】 では、皆様おそろいになられましたので、ただいまから国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますと思います。

改めまして、本日は大変お忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、区民部長の鳥井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和5年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催いたします。

初めに、事務局からお願いいたします。

【事務局】 事務局です。

ただいまの出席者数は16名でございます。これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は7名の委員より欠席の連絡をいただいております。

次に、本日机上にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

— 配布資料の説明 —

【区民部長】 本日の運営協議会でございますが、本来、会長が議事を進行することと定められております。前回まで小泉委員に会長になっていただいたところでございますが、今回、練馬区議会議員選挙があり、公益代表委員のうち、区議会選出の委員については改選となりました。そのため、改めて会長及び会長代理の選出が必要となります。つきましては、会長選任まで、事務局の国保年金課長に司会進行を務めさせますので、よろしくお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長の小原と申します。ただいま部長から説明がありましたとおり、会長選任まで事務局で司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

また、本日は会議録用に録音させていただきます。会場でのご発言はマイクをご使用いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、最初に委嘱状の交付です。今回、委員の交代及び練馬区議会議員の改選がありましたので、初めに委嘱状の交付を行いたいと思います。新しい委員の委嘱状は、あらかじめ机上に置かせていただきました。委嘱期間につきましては、令和7年7月31日までとなっております。皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、今回委嘱した委員の方々をご紹介します。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、一言ずついただければと思っております。

— 委員紹介 —

続きまして、保険者挨拶でございますが、本来でございましたら保険者を代表いたしまして練馬区長がご挨拶を申し上げますところですが、公務が重なっておりまして、本日は区民部長からご挨拶をさせていただきます。

【区民部長】 区民部長の鳥井でございます。保険者代表のご挨拶を申し上げます。着座にて

失礼させていただきます。

本日はお忙しい中、大変お暑い中、当運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。日頃より皆様方には練馬区国民健康保険事業の運営にご理解とご協力をいただいております。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

今般、新たな委員の皆様におかれましては、本運営協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様ご案内のことと思いますが、国民健康保険制度は、平成30年度に大きな改正が行われ、都道府県が財政運営の責任主体となる一方、区市町村は、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等を担うこととなっております。

現在、本制度は、加入者の高齢化や医療の高度化などに加え、コロナ感染症による医療給付費の増大の影響もあり、大変に厳しい状況下でございます。しかしながら、この制度は、区民の皆様が医療費の心配なく、地域で健康に安心して生活するためにはなくてはならない制度であり、区としても将来にわたって安定的に運営する責務があると考えております。

本運営協議会は、保険料率の決定など区が担う業務に係る重要事項について、皆様のご意見を伺い、今後の運営に役立てさせていただく重要な役割がございます。今回は、産前産後の保険料の免除について、諮問事項として皆様にご審議をいただくこととなっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【国保年金課長】 次に、事務局をご紹介させていただきたいと思っております。

— 事務局紹介 —

では、続きまして、会長及び会長代理の選出について、区民部長からご案内いたします。

【区民部長】 会長及び会長代理につきましては、運営協議会規則第4条の定めによりまして、公益代表委員から選ぶこととされております。公益代表委員のうち、区議会選出の委員については本日新たに委嘱しましたので、改めて会長及び会長代理の選出をお願い申し上げる次第でございます。

会長の選出です。公益を代表する委員の中から選出となります。立候補または推薦の声をいた

だきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、A委員。

【A委員】 ぜひ、前回もこちらの会長をやられた小泉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区民部長】 ありがとうございます。それでは、会長に小泉純二委員を推薦いたしますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

【区民部長】 ご異議がないようですので、会長は公益代表委員の小泉純二委員に決定いたします。ありがとうございました。

【国保年金課長】 それでは、小泉委員は会長席にお移りをお願いしたいと思います。

運営協議会規則第6条によりまして、協議会の議長は会長が当たることとなっております。ご挨拶をいただきました後、会長に議事をお願いいたします。事務局の司会進行へのご協力、ありがとうございました。

それでは、会長のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 皆様に会長職にご選任いただきました小泉純二でございます。

この会は、先ほどもお話ありましたように、保険料率等の大きな課題を審議する場でもございますので、今回はそうした大きなテーマはないかと思うんですが、ぜひ様々なご意見をいただきながら、充実した会として、この会の運営に尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

ありがとうございます。

それでは、私がここから議長を務めさせていただきます。

初めに、会長代理をお選びいただきたいと思います。選出方法についてご意見がありますでしょうか。ないようでしたら、私から指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、会長代理を西野こういち委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご異議がないようですので、会長代理を公益代表委員の西野こういち委員に決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、会長代理のご挨拶をお願いしたいと思います。西野委員、よろしく願いいたします。

【西野委員】 ただいま会長代理に選任いただきました西野こういちでございます。小泉会長の下、円滑な協議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。

引き続きまして、会議録の署名委員の選出でございますが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には議長及び2人以上の委員が署名するものとなっております。この署名委員2名の選出についてでございますが、私にご一任いただければと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、私から選任をさせていただきます。従来、被保険者代表委員と医師・歯科医師・薬剤師代表委員からそれぞれ1名ずつ選出いただいているようでございますので、このたびは、被保険者代表の大塚まゆみ委員と医師・歯科医師・薬剤師代表の天野加奈子委員のお二人をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

なお、本日は、保険者からの諮問事項が1件、報告事項が4件ございます。また、今回は会の終了時刻を、おおむね15時を目途に進めたいと思っております。皆様、進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、保険者からの諮問を受けたいと思っております。よろしく願いいたします。

【区民部長】

— 諮問文の読み上げ —

【会長】 ご苦労さまです。

ただいま報告のありました内容について、何かご意見、ご感想などございましたら発言をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

【国保年金課長】 事務局です。

【会長】 事務局、どうぞ。

【国保年金課長】 資料1をご説明させていただければと思います。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】

— 諮問事項の説明(資料1と資料1-2) —

【会長】 ご苦労さまでございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための改正ということで、今回、産前産後保険料の免除についてが取り上げられたわけでございます。もっと早くこうした制度も欲しかったなという感じもしないわけではないです。また、4か月間だけでいいのかという議論もあろうかとは思いますが、これにつきまして、何かご意見、ご感想等ございましたら遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

【B委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。詳細についてはこれからということだと思いますが、年金のほうでは既にこの免除の制度が実施されているかと思えます。

それで、対象者と手続について2点。1点ずつ確認だけしたいんですけども、対象で、出産というところには死産とか流産も年金同様に入る予定なのかというところと、あと手続も、窓口での手続だけでなく、郵送での取扱いも予定しているのかを確認できたらと思います。

【国保年金課長】 事務局です。

【会長】 事務局、どうぞ。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

死産などの場合のご質問につきましては、妊娠12週以降の早産、死産、流産、人工中絶等も対象になると聞いているところでございます。

手続に関してでございますが、まだはっきりはいたしておりませんが、窓口の手続、それから郵送の手続、可能であれば、それ以外の手続も検討してまいりたいと思っているところでございます。

【B委員】 ありがとうございます。

【会長】 B委員、何かありますか。

【B委員】 郵送等も検討中ということで、それ以外の手続で電子申請とかも、難しいかなとは思いますが、いろいろなところを検討していただいて、産前産後となると、申請の手続にも大変苦労を要するかと思いますので、皆さんが申請しやすい、使いやすい制度にしていただければと思っております。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご感想等いただければと思いますが。

A先生、よろしくお願ひします。

【A委員】 すみません。お答えいただける分で構わないので。

1月1日から施行という意味が、最後のページ、国からの通知で出ているものでも、6年1月1日から施行するとなっていて、令和5年度分の国保料のうち、令和6年1月以降の期間に係るものということなので、例えば1月に出産予定日がある方については、その前月から保険料の免除という形で読み取れるんですけども、片や、これだと1月以降の保険料が対象になると言っているの、1月に予定日がある方とか出産した方は、12月分の保険料というのは対象にならないということなんでしょうか。

【国保年金課長】 事務局です。

【会長】 事務局、どうぞ。

【国保年金課長】 今現在、はっきり分からないので、変わる可能性もありますが、1月に出産した場合、1月からの減免という形になるところでございますので、3か月分の減免という形になります。

【A委員】 分かりました。

同じようなことが出産育児一時金のときにもあって、4月以降に産めば出産育児一時金の金額

が上がりましたから、できれば3月中に産まないで4月中に産みたいんだという形で出産調整したということがあったという話を聞いたことがあるんですね。それはそもそもおかしな話なので、そういったことが起きるといことが何となく気になったので、ですから、こういったときというのは、その制度の切替えのときに対象になる、ならないというものが、この制度的にいくと経過措置がないので、この辺りをどのように周知していくかということは、多分、苦情だとか、いろいろなことがあると思うので、その辺りは丁寧にご対応されたほうがいいかなと、一委員としての意見として受け止めていただければと思います。ありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。いろいろなケース、質問が、区民の方からも起こると想定されますので、それに対しての対応を、ぜひ事務局としてもご用意いただければと思っております。

ほかにいかがでしょうか。ご意見、ご質問等。

出産調整という言葉で思い出すのは、ひのえうまのときは大変な状況があったわけで、一気に何万人という出産調整がなされたような、そんなことを思い出しました。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、答申文の取りまとめに入りたいと思います。全体として諮問の内容でいくべきものと、会長として、私は捉えさせていただいております。当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただき、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 よろしく願いいたします。

それでは、後ほど答申文の原本を区長に提出させていただきます。

ほかにその他で何かございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項1について説明をお願いいたします。

【収納課長】 会長、収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】

— 報告事項1の説明(資料2) —

【会長】 ご苦労さまでございます。

収納率が過去最高ということで報告をいただきました。これにつきまして、何かご意見、ご感想ございましたらお願いいたします。C委員。

【C委員】 今、収納状況等、ご報告がありまして、過去最高ということで、頑張っていたという事で、まず評価をさせていただきます。お疲れさまでございます。

今回、収納率が上がった要因の中で、様々な要因、税と国保の徴収の一元化、そして、キャッシュレスという形で様々な現代の支払いのニーズに合わせた、特に若い方を中心としたキャッシュレス化という、これがかなり大きなウエートを占めて来始めているということが、今、報告で分かりました。

これは練馬区の状況なんですけれども、裏面に他区の様々な状況がありまして、練馬区は3位ということなんですけれども、他区の支払い方法の多様化といいますか、キャッシュレスも含めた、そういった状況は練馬区と比べてどうなっているのか、特筆するところだけ教えていただけますか。

【収納課長】 収納課長でございます。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 最近、若い方ですと、キャッシュレス拡大が伸びているところでございます。練馬区でもauPAYとかd払いとか、令和4年度から導入したところですが、他区に渡れば、楽天ペイとか、ほかのところに参加しているところもあるというところでございます。練馬区ではまだ対応していない電子マネーを、今後増強していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上です。

【会長】 C委員、どうぞ。

【C委員】 ありがとうございます。

他区でのいろいろなキャッシュレスの支払い方法で、導入していない部分がまだ練馬区にもあるということですので、可能な限り積極的に、効果が出始めているということが分かっておりますので、

他区でやっているキャッシュレスの方法をより多く導入いただいて、さらに上を目指していただくよう頑張っていただけだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【会長】 続いて、D委員、どうぞ。

【D委員】 過去最高の収納率ということでご説明があったわけですがけれども、今、物価の高騰も大変な中で、保険料も連続して上がっている状況がある中で、なかなか払いたくても払えないような人たちも増えているんじゃないかということが考えられるわけですがけれども、そうした状況というのは、練馬区ではどういう状況になっているのか教えていただけますか。

【収納課長】 会長、収納課長でございます。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 払えないという方はご相談をさせていただいて、例えば金額が高くて一時的に払えないというのであれば、分納という形で、分割納付ということで、まずご相談をさせていただきながら、払える額は幾らなのか、そのときには生活状況報告書というのを書いていただきまして、区の職員と滞納されている方で、どこか無駄がないのかということもチェックしながら、短期的にはそのような形でさせていただいています。

それから、資料2の1番のところですが、不納欠損額というところがあります。令和4年度のところでも、現年分でも不納欠損額があります。不納欠損額というのは、時効ですとか、当該年度中に保険料請求権が消滅したものとなっております。現年分というのは、時効は国保の場合、普通2年になりますが、不納欠損としては、例えば亡くなられた方がいて、相続する方が誰もいなかったとか、そういうものが分かった場合は、不納欠損として処理しているものでございます。払えない状況によっては、執行停止などによって不納欠損ということをさせていただいているのも一方で事実でございます。

以上です。

【会長】 D委員、どうぞ。

【D委員】 区の対応の状況は分かったんですが、今の大変な状況の人たちというのは増えてい

る状況があるのかどうか、これまでと比べて、その辺の状況はどうなんでしょうか。

【収納課長】 会長、収納課長です。

【会長】 収納課長、お願いします。

【収納課長】 恐れ入ります。先ほど『ねりまの国保』という冊子が配られたかと思っております。その18ページのところで督促件数というのがありますが、5番、保険料滞納者への督促、催告、滞納処分というのがありますが、督促件数は2年、3年と減っているところでございます。払えない方もいらっしゃるでしょうけれども、督促状というのは一定経過しても納付しない被保険者に対して送っているものですが、こちらは減っているところが事実でございます。

以上です。

【会長】 D委員、どうぞ。

【D委員】 滞納者の対応としては、個々それぞれ状況があると思うので、よくつかんで、場合によっては福祉につなげるとか、きめ細かい対応も必要だと思います。ぜひそうした対応もお願いしたいなと思います。

そもそも国保制度は、加入者の多くが高齢者で占められています。高齢ということになれば、誰も何かしらの病気を抱えて、医者にかかる機会も増えるはずです。しかし、医療にかかればかかるほど保険料が上がる仕組みにもなっているために、今でも高い保険料が、さらに上がろうとする構造的な問題があります。

練馬区も、23区の区長会を通じて国に意見を上げていますが、さらにその取組を強めていただきたいと、保険料が下がるように力を尽くしていただきたいと思います。

以上です。

【会長】 ご意見として承っておきます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

E委員、お願いいたします。

【E委員】 今、キャッシュレス化というのが非常にはやっておりますね。私は商売をやっているんですけども、7月31日まで、PayPayで使うと2割、お客様が得するというイベントが練馬区で開

催されました。お客様もいろいろな、今まで来たことがないようなお客様もお見えになって、売上げもちょっとよかったんですけれども、手数料というのが商売をやっている身としては非常に敏感なところでございまして、国民健康保険料をキャッシュレスで決済すると、当然手数料が出てくると思うので、その手数料に関しては、今年度どのぐらい練馬区さんでお支払いになったのか、お聞かせ願いたいと思います。

【会長】 手元に資料はありますか。

【収納課長】 会長、収納課長です。

【会長】 収納課長、どうぞ。

【収納課長】 電子マネーの手数料としては、今、約62円を払っているところでございます。途中経過の資料になるかもしれませんが、約2万7千件で、収納手数料が約169万6千円をお支払いしたような形になります。

『ねりまの国保』の17ページにも使用率、モバイルレジとか、だんだん増えているようなのが出てきます。納付方法別利用状況の推移というのが出てきますけれども、だんだん口座振替とかコンビニから、新たな非接触型アプリみたいな形で、そういう新たな方法で増えているというのがございます。現在のところでは、約169万6千円というところが令和4年度の途中のところでございます。

以上です。

【会長】 E委員、よろしいでしょうか。

【区民部長】 よろしいでしょうか。

【会長】 部長、どうぞ。

【区民部長】 只今のご質問ですが、キャッシュレスの促進というのは、納める方にとっては利便性が高く、区としてはこれをしっかりと今後続けていくべきと思っています。しかし一方では、今ご指摘になられたように、収納するときに手数料がかかってまいります。

使う方が多くなれば、当然のことながら区が負担する手数料も大きくなりますので、私どもとしても、キャッシュレス化の中では、例えば口座振替は収納手数料が比較的低くなっています。ですから、口座振替をなるべく進めるなど、比較的成本の低い収納の方法の利用を、区民の方にお

願いなり周知なりをしていく。そういうことによって、利便性も増しつつ、コストも抑える形で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【会長】 ありがとうございます。

先ほどお話にありましたPayPayを使つての区民割引、これもPayPayが一番、割引率といいですか、料率が低かつたんですね。それで担当部署で採用したという経緯があつたように覚えております。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

報告事項2をお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】

— 報告事項2の説明(資料3) —

【会長】 ただいま重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充ということで報告をもらいました。何かご意見、ご感想等ございましたら発言を。E委員、どうぞ。

【E委員】 こちらの多重服薬とかいう話なんですけれども、話がちょっとずれるかもしれないんですが、昔、大阪のほうで、生活保護者が向精神薬を大量にもらつて、それを横流して問題になったことがありました。そういうのに、非常にこれは有効じゃないかなという考えがあります。どんどん取り入れてやっていただければ、そういうブラックなことに巻き込まれないような環境をつくれるんじゃないかなと思ひまして、ぜひ推進していただきたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。数年前、議会でも課題、問題として取り上げさせていただいたところでもございます。

資料を拝見して思つたんですが、都政新報の報道で、薬局ごとに違つたお薬手帳を所持していると。そういう方もいるわけですか。薬剤師の先生にお伺ひしたいんですが、いかがでしょうか。

【F委員】 そうですね。結局、ほかの病院の先生、ほかの医師に知られたくないから別々にして、

ここにかかっていると分かったら先生が嫌がるだろうとか、そういう意思が一番強いんじゃないかなと思うんですが、私たちは、何を飲んでいるか分かって先生たちは治療しているので、一つにまとめましょうということはずっと言っているんですけども、隠す方も、少数ですけども、まだいらっしゃる状況があります。

【会長】 少数といっても、一つの薬局で何人かいらっしゃるような感じですか。

【F委員】 年に1人か2人ぐらいは、手帳をまとめますねと言って、やることもあります。

【会長】 どうぞ。

【G委員】 私の薬局では、やはり何冊か持っていらっしゃる方がいらっしやいまして、理由を聞きますと、先ほどF先生がおっしゃっていたと思うんですが、そういう理由もあつたりとか、あとは患者さんのほうで、1冊に1医療機関の流れを、そのまま自分で記録として残しておきたいという意味があるらしいんですね。それなので、もしそういう場合には、まとめるのが難しいのであれば、3冊だったら3冊全部見せてくださいという形で、お伝えしていたりということはしております。

人数としましては、私も1か月の間に5、6人は、結構そういうお話をさせていただくことがありました。

【会長】 初めて聞いた話なので、私なんかは通常1冊で、それが終わったら、また次の冊数にということで、そうすると、1冊50円払って、何冊も手にしてということなんですか。

【G委員】 今、お薬手帳自体は無料で差し上げていますので、あと、調剤報酬が変わりまして、手帳をお持ちの方のほう安くなっているという状況でもありますので、多分、何冊も持っていらっしゃるという方は、かかりつけという意味も分かっていない方もいらっしゃれば、自分の記録として、そこに全部書き込んでいる方もいらっしゃるので、使い方というのが多岐化しているというのもあるんですけども、実際それをやってしまうと、私たちのほうでは何も確認することができなくなってしまうので、できれば1冊にまとめていただくか、電子型のお手帳アプリということをお勧めして、今、マイナンバーのほうでも見られますけれども、見てはいけないものもまだありますので、そういう形でお勧めをしております。

【会長】 そういう事態がはっきりしないと、そのまま多剤投薬を続けているということが起こって、

副作用等の問題も絡んでまいりますから、微妙なところがありますね。ありがとうございます。

ほかにご意見等ございましたら。いかがでしょうか。どうぞ。

【H委員】 歯科医師会のHでございます。

こういった重複とか多剤ということを防止する意味でも、今、少し問題になっておりますが、マイナンバーと保険証の紐づけが、これからどうしてもそちらのほうに向いていかないと、こういった予防ができないんじゃないかと思うんですね。確かにマイナンバーを提示することによって、単位での調薬といったものを見ることができますので、これからもそれを進めていくべきなのかなと感じております。

【会長】 ありがとうございます。

違う意味でマイナンバーは問題にされていますが、大多数の国民にはいろいろな意味で大きな役割を果たすということは想像できるところで、ぜひきちっとした対応が望ましいなと思っております。

ほかにご意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。B委員。

【B委員】 今回、選定基準の見直しで通知の対象者が増えたということなんですけれども、選定基準をしっかりと定めることや、通知の対象者を絞っていくことということが大事になっているかなと思うんですが、これは今、恐らくKDB、国保データベースを基にしているのかなと思うんですが、それを基に、重複受診者のリストとか、頻回受診者のリストとかを既に作成して、そこから抽出しているということよろしかったでしょうか。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】 対象者の抽出はKDBデータではなくて、レセプトのデータを掛け合わせるという形で実施しております。

多量投薬についてはパソコンで条件を設定し、その結果、人数が何人になるかという結果を見て、この数ではなくて、もう少し条件を変えてみようなど、そういう検討を薬剤師会の先生方と協議を行いました。昨年まで実施していた条件は、厚労省から出ているもので、重複受診や頻回受診、

重複の投薬、併用禁忌などは、去年と条件は同じにしました。多量投薬についてだけ、少し条件を変えたという状況でございます。

【会長】 B委員。

【B委員】 ありがとうございます。

まだデータベース化までは至っていないということだと思わんですけれども、特に広島県の呉市とかでは、レセプトデータベースというのをしっかりつくって、そこから細かく抽出をして今回のような対応を、いろいろな保険の促進に係る対応をしているという事例もあるので、できたらデータベース化をしっかりとした上で、網羅的に漏れがないような抽出をしていただいて、今回本当にいい取組だと思いますので、ぜひいい成果が出るようにしていただけたらと思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。I委員、どうぞ。

【I委員】 Iです。お願いいたします。

私自身の経験からなんですけれども、大きい病気などをした場合に、先ほどのお薬手帳の話なんですけど、飲み合わせですとか、単独であってもお薬の副作用というのはとても大きくて、場合によっては命に関わるものもあります。

この資料の中で、すみません、もしかしたら今日以前の会議で通知の内容などを教えていただいたことがあるかもしれないのですが、改めて、送る通知の内容についても、そういったことに少し焦点を当てて、お薬というのはそういう危険性があるということを知っていただく。それによって、お薬手帳を、さっき分けている方もいらっしゃるからおっしゃられましたけれども、実は重ね合わせることでとても危険性があるということもご理解いただけるのかなと思います。

すみません。ちょっと私ごとになりましたが。

【会長】 貴重な経験からのお話、ありがとうございます。

薬剤師の先生方にご意見を伺ったついでと言ってはあれなんですけど、最近のジェネリック医薬品の状況なんかはどうなっていますでしょうか。製薬会社の不祥事で製造が止められて、ジェネリックが一斉に手に入らなくなったという、その状況がまだ続いているやにも伺っておりますので、そ

こちら、見聞をお聞かせいただければと思うんですが。

【F委員】 ジェネリックに関しては、製造中止も結構起こっているの、入りにくいものもずっと入りにくいという状況と、あとは先発メーカーも作るのをやめるとか、結局、作る量を変えられないので、不足がすごくあって、日に日というか、毎月毎月、入ってこないものが変わっていく状況と、ずっと入らないものが続いているので、かなりお医者さんをお願いして、処方のご検討をいただいているというのが実情です。

今、ジェネリックがあるものは出せるんですけども、出せないものは患者様にもお話しして、少しお値段は高いんですが、ご協力いただいているという状況です。

【会長】 例の問題で、意外に長引いておりますよね。一律で言えば、厚労省が何をやってたんだと言いたいところなんですけれども、その辺で、全国的に薬剤師会さんから厚労省への突き上げ等は何かされたりしているのでしょうか。

【F委員】 多分、日本薬剤師会から厚労省には、何度も要望書を送っているようなことは伺っております。

【会長】 まだまだ見通しが見つからないという状況なんですかね。大変残念ですよ。そういったことも一つ背景にあるということでご承知おきいただければと思います。

ほかの話になりましたが、すみません。

ほかにご意見がないようでしたら、報告事項は以上になるんですか。違いますね。まだありますね。報告事項3があります。3をよろしく願いいたします。

【国保年金課長】

— 報告事項3の説明(資料4) —

【会長】 ご苦労さまでございます。

データヘルス計画の策定について報告をいただきました。まだこれに目を通されたことのない方は、さっとで結構ですので、ぜひ一読いただければと。かなり要の部分、いろいろなデータをまとめてございますので、参考になるかなと思っております。ご意見ございましたらいただければと思います。

特にならなければ、次に進ませていただきたいと思います。

それでは、報告事項4をお願いいたします。

【国保年金課長】

— 報告事項4の説明(資料5) —

【会長】 報告をいただきました。東京都の国民健康保険運営方針の改定ということで、各区ともいろいろな関わりがあることになってございます。今後明らかになってまいりますので、お手元にもご送付をさせていただくということで報告がありました。今いただいた報告で、何か感想等ありましたら。特によろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上になります。

次に、その他ということで、何かございますでしょうか。いかがでしょうか。その他、よろしいですか。E委員、お願いいたします。

【E委員】 ちょっと的外れかもしれないんですけども、せっかくこの場に出席したので、皆さんにお伺いしたいと思います。

マイナ保険証というのは、今、政府が進めているところなんですけれども、この机についている方々がやったかどうか、ちゃんと取得したかどうか聞きたいんですが。すみません。

【会長】 プライバシーに関わる部分も若干あるのかなと思うんですが、私ごとで言えば、私は既に行っております。

【E委員】 大変じゃないですか。大丈夫ですか。

【会長】 いや、別に、何ということはないです。

【E委員】 ご自分でも確認されたんですか。紐づけとか。

【会長】 いや、確認はしていませんけれども、ある意味で信頼しているというか、申請のときも、現場の職員さん方もしっかり対応されているようでしたので、それを信頼して今日に至っているという状況でございます。

【E委員】 議員さんは皆さん、やっていただくということになるんですよね。

【会長】 別にそういうことではございません。

もし差し支えなければ、今のご発言に対してご意見等ありましたら。

【E委員】 僕はしていないんですけども、いろいろな問題が出てきている中で、自分としては、まだやっていないです。もう少し落ち着いてからやろうかなと考えているので、ここにおいでになっている方々はどのぐらいの率かなと思ひまして。不謹慎で申し訳ないです。

【会長】 区民部長、どうぞ。

【区民部長】 マイナンバーの申請も区民部で所管しておりますので、私からお答えさせていただきます。練馬区全体としては、マイナンバーカードの交付率は7割程度に達していますので、着々と増えているのかなと思ひしております。

また、申請の際に、例えばマイナ保険証としての健康保険証との紐づけなどにつきましても、ご指摘いただいたとおり、全国的にといいますか、世間的にといいますか、不安視する声も灰聞します。本区としても、区民の皆様が安心して手続いただけるように、職員の研修ですとか、お伝えする上での注意点ですとか、そういうものもしっかりと押さえた上で区民の皆様の申請の対応をさせていただきます。私どもとしては、皆様安心してお手続いただけるよう、毎日仕事をしているというところでございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【E委員】 はい。

【会長】 それでは、その他は以上になります。

最後に、部長から一言いただけますでしょうか。

【区民部長】 本日は皆様から、諮問事項への答申や報告事項について、様々な観点から貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。いただいた答申は早速、区長に報告するとともに、ご意見は今後の国保運営に活かしてまいります。

次回の運営協議会では、保険料の改定について諮問をさせていただき予定でございます。

今後も国民健康保険事業の安定した運営に向けまして、一層努力していく所存でございます。委員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【会長】 ご苦労さまでした。

それでは、事務局から、次回の予定等についてお願いいたします。

【事務局】 事務局です。

次回の運営協議会は、令和6年2月下旬頃に開催させていただき予定です。日時が決まり次第、ご案内をお送りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、東京都の令和5年度運営協議会につきましては、第1回目が8月から9月に、第2回目が11月下旬に予定されています。この東京都の運営協議会のご報告につきましては、前年同様、委員の皆様にご報告資料をお送りする形で情報を提供させていただくとともに、秋に東京都国民健康保険運営方針の改定案が出ましたら、郵送にてご意見を頂戴できればと考えております。

また、次期練馬区国民健康保険データヘルス計画の策定案ができましたら、こちらにつきましてもご意見をお願いしたいと考えておりますので、何とぞご協力をお願いいたします。

席上にご用意いたしました資料のうち、運営方針のフラットファイルにつきましては、そのままお残しください。個別にご入り用の方は、別途用意しておりますので、事務局までお申しつけください。

また、本日、資料が多くございますので、持ち帰りが難しい方は、席上に置いたままにさせていただければ、後日郵送いたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ご苦労さまです。

その他、何かございますでしょうか。

なければ、以上で本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。当初の予定時間より早く終了する形でできました。ご協力に改めて御礼を申し上げます。本日の協議会を閉めさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —